



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 361 令和8年度和歌山県税運営システム利用者端末等構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (税務課)..... 1
- 362 令和8年度和歌山県税運営システム用ネットワーク等構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")..... 4
- 363 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (介護サービス指導課)..... 7
- 364 介護保険法による介護老人保健施設の廃止 (")..... 7
- 365 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (")..... 7
- 366 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (")..... 8
- 367 新宮都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路建設課)..... 8
- 368 紀の川都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (")..... 9
- 369 " (")..... 9
- *370 昭和44年和歌山県告示第606号(港湾隣接地域の指定)の一部改正 (港湾空港振興課)..... 9
- 371 平成30年和歌山県告示第1273号(海岸保全区域の指定)の一部改正 (")..... 11
- 372 海岸保全区域の指定 (")..... 13

○ 警察本部告示

- 6 交通切符管理システム構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 13

○ 公告

- 入札公告 (税務課)..... 17
- " (")..... 20

○ 監査公表

- 監査公表第10号 23

○ 県議会に関する事項

- *和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 23

○ 諸報

- 入札公告 (警察本部)..... 24

○ 正誤

- 令和8年3月31日付け和歌山県報第705号目次 27

告 示

和歌山県告示第361号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、令和8年度和歌山県税運営システム利用者端末等構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年4月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する業務の名称、契約期間及び内容

(1) 業務の名称

令和8年度和歌山県税運営システム利用者端末等構築及び賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和13年12月31日（水）まで

(3) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の（3）に掲げる業務の内容と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあっては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門の技術士の登録を受けた者（電気電子部門にあっては、情報通信を選択科目として受験した者に限る。）

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ソ）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（シ）まで、（セ）及び（ソ）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

(ア) ITストラテジスト

(イ) システムアーキテクト

(ウ) エンベデッドシステムスペシャリスト

(エ) ITサービスマネージャ

(オ) 情報セキュリティスペシャリスト

(カ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

(キ) プロジェクトマネージャ

(ク) ネットワークスペシャリスト

(ケ) データベーススペシャリスト

(コ) システムアナリスト

(サ) 上級システムアドミニストレータ

(シ) アプリケーションエンジニア

(ス) 情報セキュリティアドミニストレータ

(セ) システム監査技術者

(ソ) システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) ISMS（JIS Q 27001:2023（ISO/IEC 27001:2022）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に規定する契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の（5）に規定する資格審査調書

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって（1）のイからクまでの書類に代えることができる。

(4) (1)のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和8年4月14日（火）から同月27日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年4月28日（火）午前9時から同年5月11日

(月) 午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して電子メールにより行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年4月28日（火）から同年5月20日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和8年5月20日（水）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2417

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和8年6月2日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第362号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和8年度和歌山県税運営システム用ネットワーク等構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和8年4月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する業務の名称、契約期間及び内容

(1) 業務の名称

令和8年度和歌山県税運営システム用ネットワーク等構築及び賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和13年12月31日（水）まで

(3) 業務の内容

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に

において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(3)に掲げる業務の内容と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門の技術士の登録を受けた者（電気電子部門にあつては、情報通信を選択科目として受験した者に限る。）

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の（ア）から（ソ）までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（（キ）から（シ）まで、（セ）及び（ソ）に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

（ア）ITストラテジスト

（イ）システムアーキテクト

（ウ）エンベデッドシステムスペシャリスト

（エ）ITサービスマネージャ

（オ）情報セキュリティスペシャリスト

（カ）テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、エンベデッドシステム、システム管理又は情報セキュリティ）

（キ）プロジェクトマネージャ

（ク）ネットワークスペシャリスト

（ケ）データベーススペシャリスト

（コ）システムアナリスト

（サ）上級システムアドミニストレータ

（シ）アプリケーションエンジニア

（ス）情報セキュリティアドミニストレータ

（セ）システム監査技術者

（ソ）システム運用管理エンジニア

ウ 法第15条第1項の情報処理安全確保支援士の登録を受けた者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(4) ISMS（JIS Q 27001:2023（ISO/IEC 27001:2022）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する資格審査調書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に規定する契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ 2の（5）に規定する資格審査調書

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって（1）のイからクまでの書類に代えることができる。

(4) (1) のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す資格審査申請書類は、令和8年4月14日（火）から同月27日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布する。

なお、これらの申請書類の様式は和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。

また、仕様書について、電子メールによる配布を希望する場合は、仕様書に係る誓約書の提出時にその旨を申し出ること。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年4月28日（火）午前9時から同年5月11日（月）午後5時30分までの間に和歌山県総務部総務管理局税務課に対して電子メールにより行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和8年4月28日（火）から同年5月20日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和8年5月20日（水）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部総務管理局税務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2417

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和8年6月2日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第363号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和8年4月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071401297	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	デイサービスセンター南風園	和歌山県海南市木津233番地の40	通所介護	令和8.3.31
3071600963	社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田川町社会福祉協議会清水事務所訪問介護	和歌山県有田郡有田川町大字二川820番地1	訪問介護	令和8.3.31
3072100088	社会福祉法人由良町社会福祉協議会	社会福祉法人由良町社会福祉協議会	和歌山県日高郡由良町吹井80-88 由良町地域福祉センター	通所介護	令和8.3.31

和歌山県告示第364号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2の規定に基づき公示する。

令和8年4月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

介護保険事業者番号	開設者の名称 又は氏名	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3052180035	社会医療法人黎明会	介護老人保健施設 和佐の里サテライト千寿	和歌山県日高郡日高川町土生1205-1	介護老人保健施設	令和8.3.31

和歌山県告示第365号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2

号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和8年4月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3062390145	株式会社やさしさ	訪問看護ステーション紀の風	和歌山県新宮市佐野1322-1	訪問看護	令和8.3.31
				介護予防訪問看護	令和8.3.31
3062490101	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	訪問看護ステーションすてっぷ	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田1776-1	訪問看護	令和8.3.31
				介護予防訪問看護	令和8.3.31
3052180035	社会医療法人黎明会	介護老人保健施設 和佐の里サテライト千寿	和歌山県日高郡日高川町土生1205-1	短期入所療養介護	令和8.3.31
				通所リハビリテーション	令和8.3.31
				介護予防短期入所療養介護	令和8.3.31
				介護予防通所リハビリテーション	令和8.3.31

和歌山県告示第366号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和8年4月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072202082	株式会社あさひ	あさひホームヘルプサービス	和歌山県田辺市上屋敷一丁目14番48号	訪問介護	令和8.4.1	令和14.3.31

和歌山県告示第367号

新宮都市計画道路事業の事業計画の変更については、令和8年3月30日付け国近整計管和都業第2-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年4月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 都市計画事業の種類及び名称
新宮都市計画道路事業3・4・2号千穂王子ヶ浜線
- 施行者の名称 和歌山県
- 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び東牟婁振興局新宮建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第368号

紀の川都市計画道路事業の事業計画の変更については、令和8年3月30日付け国近整計管和都業第3-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年4月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 都市計画事業の種類及び名称

紀の川都市計画道路事業3・4・4号打田重行線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第369号

紀の川都市計画道路事業の事業計画の変更については、令和8年3月30日付け国近整計管和都業第4-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年4月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 都市計画事業の種類及び名称

紀の川都市計画道路事業3・4・4号打田重行線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び那賀振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第370号

昭和44年和歌山県告示第606号（港湾隣接地域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年4月14日

日高港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 宮 崎 泉

別表17を次のように改める。

別表17

日高港（田井、浜の瀬、名屋、北塩屋港区）港湾隣接地域

基点1 北緯33度53分01秒2980 東経135度08分46秒4824の地点

基点2 北緯33度52分59秒9445 東経135度08分48秒4887の地点

基点3 北緯33度52分56秒5207 東経135度08分52秒2006の地点

基点4 北緯33度52分57秒2315 東経135度08分53秒0650の地点

基点5 北緯33度52分56秒2681 東経135度08分54秒1788の地点

基点6 北緯33度52分55秒5600 東経135度08分53秒2060の地点

基点7 北緯33度52分40秒1992 東経135度09分08秒5804の地点

基点8 北緯33度52分39秒5446 東経135度09分09秒8225の地点
基点9 北緯33度52分39秒6997 東経135度09分11秒3678の地点
基点10 北緯33度52分40秒1159 東経135度09分11秒4562の地点
基点11 北緯33度52分40秒8617 東経135度09分11秒4182の地点
基点12 北緯33度52分40秒9695 東経135度09分11秒8420の地点
基点13 北緯33度52分41秒8370 東経135度09分11秒7076の地点
基点14 北緯33度52分41秒6776 東経135度09分11秒0421の地点
基点15 北緯33度52分44秒2735 東経135度09分09秒8716の地点
基点16 北緯33度52分44秒3260 東経135度09分10秒1947の地点
基点17 北緯33度52分45秒2086 東経135度09分09秒9872の地点
基点18 北緯33度52分45秒3008 東経135度09分10秒3734の地点
基点19 北緯33度52分45秒5202 東経135度09分10秒9216の地点
基点20 北緯33度52分45秒7060 東経135度09分11秒2225の地点
基点21 北緯33度52分45秒9248 東経135度09分11秒4720の地点
基点25 北緯33度52分46秒1595 東経135度09分11秒6554の地点
基点26 北緯33度52分46秒4067 東経135度09分11秒7936の地点
基点27 北緯33度52分47秒2865 東経135度09分12秒1314の地点
基点28 北緯33度52分47秒8103 東経135度09分12秒2724の地点
基点29 北緯33度52分48秒2284 東経135度09分12秒3027の地点
基点30 北緯33度52分48秒6858 東経135度09分12秒2515の地点
基点31 北緯33度52分49秒2913 東経135度09分12秒0863の地点
基点32 北緯33度52分49秒4807 東経135度09分13秒0216の地点
基点33 北緯33度52分49秒6367 東経135度09分13秒3103の地点
基点34 北緯33度52分50秒1154 東経135度09分13秒5003の地点
基点35 北緯33度52分50秒7243 東経135度09分13秒6219の地点
基点36 北緯33度52分54秒1897 東経135度09分12秒1371の地点

地域の表示

基点1から基点21までを順次結んだ線、基点21と基点25とを結んだ線、基点25から基点36までを順次結んだ線、基点1から230度02分50秒に引いた線、基点36から305度22分20秒に引いた線及び水際線に囲まれた陸域

基点22 御坊市北塩屋字北浜951番地々先標杭

基点23 基点22から248度30分線上215メートルの地点

地域の表示

基点22と基点23とを結んだ線、基点22から259度20分に引いた線、基点23から258度40分に引いた線及び水際線に囲まれた陸域

基点24 基点23から78度40分線上260メートルの地先

地域の表示

基点24から78度40分に引いた線、基点24から258度40分に引いた線及び水際線に囲まれた陸域

基点37 北緯33度53分00秒4606 東経135度09分10秒4784の地点
基点38 北緯33度52分58秒3075 東経135度09分11秒0599の地点
基点39 北緯33度52分54秒7819 東経135度09分15秒2592の地点
基点40 北緯33度52分49秒9834 東経135度09分17秒2132の地点
基点41 北緯33度52分49秒8398 東経135度09分19秒5090の地点
基点42 北緯33度52分46秒4822 東経135度09分18秒3626の地点

基点43 北緯33度52分44秒7267 東経135度09分17秒7646の地点
基点44 北緯33度52分43秒5971 東経135度09分17秒4705の地点
基点45 北緯33度52分42秒8169 東経135度09分17秒3485の地点
基点46 北緯33度52分42秒4890 東経135度09分17秒3470の地点

地域の表示

基点37から基点46までを順次結んだ線、基点37から249度56分40秒に引いた線、基点46から151度26分20秒に引いた線及び水際線に囲まれた陸域

和歌山県告示第371号

平成30年和歌山県告示第1273号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年4月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

3及び4を次のように改める。

3 基点の表示

基点1 北緯33度53分01秒2980 東経135度08分46秒4824の地点
基点2 北緯33度53分00秒8261 東経135度08分47秒2100の地点
基点3 北緯33度53分00秒3897 東経135度08分47秒8598の地点
基点4 北緯33度52分59秒9905 東経135度08分48秒4132の地点
基点5 北緯33度52分59秒5205 東経135度08分49秒0265の地点
基点6 北緯33度52分58秒7763 東経135度08分49秒8041の地点
基点7 北緯33度52分56秒6165 東経135度08分52秒0272の地点
基点8 北緯33度52分56秒4829 東経135度08分52秒2689の地点
基点9 北緯33度52分55秒5870 東経135度08分53秒1786の地点
基点10 北緯33度52分52秒0059 東経135度08分56秒8139の地点
基点11 北緯33度52分50秒2660 東経135度08分58秒5800の地点
基点12 北緯33度52分49秒0968 東経135度08分59秒7986の地点
基点13 北緯33度52分47秒6539 東経135度09分01秒2759の地点
基点14 北緯33度52分45秒4629 東経135度09分03秒4358の地点
基点15 北緯33度52分44秒4677 東経135度09分04秒4504の地点
基点16 北緯33度52分43秒7188 東経135度09分05秒1205の地点
基点17 北緯33度52分43秒2580 東経135度09分05秒5679の地点
基点18 北緯33度52分42秒4773 東経135度09分06秒3373の地点
基点19 北緯33度52分41秒0054 東経135度09分07秒5909の地点
基点20 北緯33度52分40秒6741 東経135度09分07秒9025の地点
基点21 北緯33度52分40秒5230 東経135度09分08秒0770の地点
基点22 北緯33度52分40秒0097 東経135度09分08秒8751の地点
基点23 北緯33度52分39秒8453 東経135度09分09秒1593の地点
基点24 北緯33度52分39秒8003 東経135度09分09秒2502の地点
基点25 北緯33度52分39秒6596 東経135度09分09秒6023の地点
基点26 北緯33度52分39秒5823 東経135度09分09秒9668の地点
基点27 北緯33度52分39秒5266 東経135度09分10秒4133の地点
基点28 北緯33度52分39秒6997 東経135度09分11秒3678の地点
基点29 北緯33度52分40秒1159 東経135度09分11秒4562の地点
基点30 北緯33度52分40秒8617 東経135度09分11秒4182の地点

基点31	北緯33度52分40秒9695	東経135度09分11秒8420の地点
基点32	北緯33度52分41秒8370	東経135度09分11秒7076の地点
基点33	北緯33度52分41秒6776	東経135度09分11秒0421の地点
基点34	北緯33度52分44秒2735	東経135度09分09秒8716の地点
基点35	北緯33度52分44秒3260	東経135度09分10秒1947の地点
基点36	北緯33度52分45秒2086	東経135度09分09秒9872の地点
基点37	北緯33度52分45秒3008	東経135度09分10秒3734の地点
基点38	北緯33度52分45秒5202	東経135度09分10秒9216の地点
基点39	北緯33度52分45秒7060	東経135度09分11秒2225の地点
基点40	北緯33度52分45秒9248	東経135度09分11秒4720の地点
基点41	北緯33度52分46秒1595	東経135度09分11秒6554の地点
基点42	北緯33度52分46秒4067	東経135度09分11秒7936の地点
基点43	北緯33度52分47秒2865	東経135度09分12秒1314の地点
基点44	北緯33度52分47秒8103	東経135度09分12秒2724の地点
基点45	北緯33度52分48秒2284	東経135度09分12秒3027の地点
基点46	北緯33度52分48秒6858	東経135度09分12秒2515の地点
基点47	北緯33度52分49秒2913	東経135度09分12秒0863の地点
基点48	北緯33度52分49秒4807	東経135度09分13秒0216の地点
基点49	北緯33度52分49秒6367	東経135度09分13秒3103の地点
基点50	北緯33度52分50秒1154	東経135度09分13秒5003の地点
基点51	北緯33度52分49秒7096	東経135度09分13秒9369の地点
基点52	北緯33度52分48秒8836	東経135度09分12秒9885の地点
基点53	北緯33度52分46秒2753	東経135度09分12秒4576の地点
基点54	北緯33度52分46秒3208	東経135度09分12秒1404の地点
基点55	北緯33度52分44秒8043	東経135度09分11秒8369の地点
基点56	北緯33度52分44秒7241	東経135度09分12秒1666の地点
基点57	北緯33度52分44秒3718	東経135度09分12秒1101の地点
基点58	北緯33度52分44秒2114	東経135度09分11秒2430の地点
基点59	北緯33度52分42秒1034	東経135度09分11秒8055の地点
基点60	北緯33度52分42秒1652	東経135度09分12秒0062の地点
基点61	北緯33度52分41秒0528	東経135度09分12秒9392の地点
基点62	北緯33度52分39秒9665	東経135度09分12秒8391の地点
基点63	北緯33度52分39秒8571	東経135度09分12秒2357の地点
基点64	北緯33度52分38秒6028	東経135度09分11秒9898の地点
基点65	北緯33度52分37秒9567	東経135度09分11秒7843の地点
基点66	北緯33度52分37秒5166	東経135度09分11秒4269の地点
基点67	北緯33度52分36秒8965	東経135度09分10秒7964の地点
基点68	北緯33度52分36秒2591	東経135度09分10秒0735の地点
基点69	北緯33度52分34秒5430	東経135度09分08秒1055の地点
基点70	北緯33度52分33秒5024	東経135度09分06秒8617の地点
基点71	北緯33度52分37秒3801	東経135度09分02秒8983の地点
基点72	北緯33度52分42秒3513	東経135度08分58秒8147の地点
基点73	北緯33度52分35秒2696	東経135度08分49秒4748の地点
基点74	北緯33度52分51秒1360	東経135度08分32秒1812の地点

4 指定区域

基点1から基点74までを順次結んだ線及び基点74と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第372号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和8年4月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸日高港海岸名屋地区

2 指定場所

和歌山県御坊市名屋地先

3 基点の表示

基点75 北緯33度52分49秒9834 東経135度09分17秒2132の地点

基点76 北緯33度52分49秒8398 東経135度09分19秒5090の地点

基点77 北緯33度52分46秒4822 東経135度09分18秒3626の地点

基点78 北緯33度52分44秒7267 東経135度09分17秒7646の地点

基点79 北緯33度52分43秒5971 東経135度09分17秒4705の地点

基点80 北緯33度52分42秒8169 東経135度09分17秒3485の地点

基点81 北緯33度52分42秒4890 東経135度09分17秒3470の地点

基点82 北緯33度52分42秒2373 東経135度09分17秒5145の地点

基点83 北緯33度52分41秒9890 東経135度09分17秒0811の地点

基点84 北緯33度52分42秒4361 東経135度09分16秒7835の地点

基点85 北緯33度52分44秒8285 東経135度09分17秒4009の地点

基点86 北緯33度52分46秒4855 東経135度09分17秒9831の地点

基点87 北緯33度52分46秒6202 東経135度09分17秒4623の地点

基点88 北緯33度52分49秒1521 東経135度09分18秒3094の地点

基点89 北緯33度52分49秒1500 東経135度09分18秒6387の地点

基点90 北緯33度52分49秒4370 東経135度09分18秒7358の地点

基点91 北緯33度52分49秒5317 東経135度09分17秒1787の地点

4 指定区域

基点75から基点91までを順次結んだ線及び基点91と基点75とを結んだ線により囲まれた区域

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第6号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、交通切符管理システム構築委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年4月14日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

交通切符管理システム構築委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の内容

交通切符管理システム構築委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去3年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日運用のシステムを構築又は再構築した実績を有すること。

（イ）10拠点以上で構成されるシステムを構築又は再構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去3年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）10拠点以上で構成されるシステムの機器（サーバ機器及びネットワーク機器を含む。）について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム構築業務を担当する者は（1）のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

（ア）競争入札参加資格審査申請書

（イ）事業経歴書

（ウ）法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

- (エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目
- (カ) 誓約書
- (キ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去3年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (コ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去3年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (サ) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合
- 次の（ア）、（ク）及び（サ）から（ス）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（ケ）の書類についてはシステム構築業務を担当する構成員が、（コ）の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。
- また、（イ）から（キ）までの書類については構成員ごとに提出すること。
- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目
- (カ) 誓約書
- (キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去3年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

- (コ) 2の(1)の(カ)に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去3年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (サ) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
 - a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- (ス) コンソーシアム協定書の写し
コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、(1)の(ア)又は(イ)に掲げる(イ)から(カ)までの申請書類に代えることができる。
- (3) (1)の(ア)及び(イ)に掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(キ)及び(ケ)から(シ)までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和8年4月14日（火）から同年6月9日（火）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年4月14日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年4月14日（火）から同月30日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月14日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

- (1) 3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる申請書類（(ク)に掲げる書類を除く。）

令和8年4月14日（火）から同年5月8日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同年4月14日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メール（3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる(ウ)、(オ)及び(キ)の申請書類については、持参又は書留郵便に限る。）により提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年5月8日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

- (2) 3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる申請書類（(ク)に掲げる書類に限る。）

令和8年4月14日（火）から同月21日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月14日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メールで提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年4月21日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

交通指導課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8403002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和8年5月27日（水）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和8年6月4日（木）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和8年6月9日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

令和8年度和歌山県税運営システム利用者端末等構築及び賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年4月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和8年度から令和13年度まで
- (2) 業務の名称及び数量
令和8年度和歌山県税運営システム利用者端末等構築及び賃貸借 一式
- (3) 業務の内容
仕様書による。
- (4) 業務担当部局
和歌山県総務部総務管理局税務課（以下「税務課」という。）
- (5) 業務の期間
契約締結日から令和13年12月31日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和8年和歌山県告示第361号に規定する令和8年度和歌山県税運営システム利用者端末等構築及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館2階
税務課
- (2) 期間
令和8年4月14日（火）から同年6月8日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の(2)に同じ。

イ 仕様書

令和8年4月14日（火）から同月27日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和8年4月28日（火）午前9時から同年5月11日（月）午後5時30分までの間に税務課に対して電子メールにより行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

入札室

イ 入札日時

令和8年6月9日（火）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和8年6月9日（火）午前9時30分までに税務課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることがで

きるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、税務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない税務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

税務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2417

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction and lease of user terminals for wakayama prefectural tax management system in the fiscal year 2026, 1 set

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 9 June 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 9 June 2026)

(3) Contact point for the notice :

Taxation Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2417
e-mail e0105001@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

令和8年度和歌山県税運営システム用ネットワーク等構築及び賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年4月14日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度から令和13年度まで

(2) 業務の名称及び数量

令和8年度和歌山県税運営システム用ネットワーク等構築及び賃貸借 一式

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県総務部総務管理局税務課（以下「税務課」という。）

(5) 業務の期間

契約締結日から令和13年12月31日（水）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和8年和歌山県告示第362号に規定する令和8年度和歌山県税運営システム用ネットワーク等構築及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館2階

税務課

(2) 期間

令和8年4月14日（火）から同年6月8日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から

午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

ア 入札説明書

3の(2)に同じ。

イ 仕様書

令和8年4月14日（火）から同月27日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和8年4月28日（火）午前9時から同年5月11日（月）午後5時30分までの間に税務課に対して電子メールにより行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

入札室

イ 入札日時

令和8年6月9日（火）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和8年6月9日（火）午前9時30分までに税務課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年

和歌山県規則第28号) 第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、税務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない税務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

税務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2417

電子メールアドレス e0105001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction and lease of network for wakayama prefectural tax management system in the fiscal year 2026, 1 set

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 9 June 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 9 June 2026)

- (3) Contact point for the notice :

Taxation Division, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
TEL 073-441-2417
e-mail e0105001@pref.wakayama.lg.jp

監 査 公 表

和歌山県監査公表第10号

令和8年2月17日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年4月14日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

県議会に関する事項

和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月14日

和歌山県議会議長 岩 田 弘 彦

和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(15) 略	(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(15) 略

(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第20
1条の2第1項に規定する被保険者番号等
(17) 略

(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12
条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
(17) 略

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

諸 報

入 札 公 告

交通切符管理システム構築委託及び貸貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年4月14日

和歌山県警察本部長 壺 岐 恭 秀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度から令和11年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

交通切符管理システム構築委託及び貸貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 交通切符管理システム構築委託業務

契約日から令和9年1月31日（日）までの間

イ 交通切符管理システム貸貸借業務

令和9年1月1日（金）から令和11年12月31日（月）までの間

(4) 調達役務の内容

交通切符管理システム構築委託及び貸貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県警察本部告示第6号に規定する交通切符管理システム構築委託及び貸貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8403002@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和8年4月14日（火）から同年6月9日（火）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、同年4月14日（火）から同年6月9日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年4月14日（火）は、

午後1時から午後5時まで）

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和8年4月14日（火）から同月30日（木）まで（同月14日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に交通指導課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和8年6月10日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和8年6月9日（火）午後5時までに交通指導課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和8年6月9日（火）午前9時から同月10日（水）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任さ

れた者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、交通指導課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Development and equipment lease of Traffic Ticket Management System

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Wednesday 10 June 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Tuesday 9 June 2026, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Tuesday 9 June 2026 to 9:45 a.m. Wednesday 10 June 2026)

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp

正 誤

正 誤

令和8年3月31日付け和歌山県報第705号目次中

ページ	誤	正
1	和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則	和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則